



派遣先は要注意?! 労働局調査ポイント 四コマ漫画



プロ子女史 (左) ...人材プロオフィスのイメージキャラクター ぼしひこくん (右) ...地域サイト「枚方つーしん」のキャラクター

# 派遣先は要注意?! 労働局調査ポイント

## 昨年度は4500件以上の調査実施

### これで安心! 調査対策

労働局による派遣先指導監督件数が大幅に増加しました。背景には派遣労働者の待遇改善や法令遵守の徹底が挙げられます。このテーマは2022年5月発行の「人プロつーしん」34号でも取り上げましたが、年度替わりで人員が変わる今こそ、改めて見直すチャンスです!

プロ子女史とぼしひこくんが、派遣先が最低限やるべき対策について話しているようですよ。

プロ子(以下..プ) ぼしひこくん、労働局の調査が増えてるって話、知ってる? ぼしひこ(以下..ぼ) またまた! そんなの都市伝説やろ? 『労働局の調査』って、『未確認飛行物体』並みにありえへん話やろ。プ..そんなことないわ! 都市伝説どころか、令和5年度は派遣先だけでも4593件も調査されてるのよ。しかも、その内の76%も文書指導されてるの!

できた派遣先が3割未満しかいないってことが問題なのよ。調査で不備が見つかることは正指導を受けるし、最悪の場合罰則もあるのよ。



厚生労働省 | 労働者派遣事業に係る指導監督の実施状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
① 派遣元事業主指導監督件数	11,614	13,316	15,061	14,887	12,603
	文書指導実施件数	6,140	7,064	14,841	15,396
② 派遣先指導監督件数	2,148	1,351	2,385	3,131	4,593
	文書指導実施件数	1,560	913	1,621	2,261
③ 請負事業者指導監督件数	2,309	995	825	486	403
	文書指導実施件数	257	153	143	136
④ 発注者指導監督件数	555	337	470	412	369
	文書指導実施件数	186	128	137	128
合計	16,626	15,999	18,741	18,916	17,968
文書指導実施件数	8,143	8,258	16,742	17,921	17,890

(※) 資料の内容は今後異同が生じることがある。

### 派遣先向け 労働局調査ポイント

1..派遣先管理台帳 派遣社員全員の台帳、ちゃんと記載してある? 放置はマズイわよ!

2..労働者派遣契約の締結 契約内容に間違いや漏れはない? 『契約書無くした!』は問題外!

3..比較対象労働者に関する情報提供 派遣元に情報を渡してないなんてことないでしようね? もしそうなら、はいアウト!



大阪から全国へ! 国内 21拠点

働く応援団の 人材プロオフィス

### 労働局調査 派遣先 簡易チェックリスト

最低でもこれだけは押さえて!

要件チェックポイントをまとめたわよ!

**No.1** 御社は、派遣労働者の性別や年齢の指定、事前面接の要求など、派遣労働者を特定する行為を行っていませんか? (紹介予定派遣を除く)

はい  いいえ

関連する派遣法 派遣法第26条第7項、「派遣先の講ずべき措置に関する指針」第2の3、他。

**No.2** 御社は、派遣受入期間に制限のある業務に労働者派遣を受け入れる場合、派遣契約の締結にあたり、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日の通知を行っていますか?

はい  いいえ

関連する派遣法 派遣法第26条第5項、第6項

**No.3** 御社は、派遣先の都合で派遣契約を中途解除する際に、

① 「派遣契約の解除を事前に申し入れること」

② 「派遣先における就業機会を確保すること」

これができなければ

③ 「休業手当及び解雇予告手当に相当する額以上の額について損害賠償を行うこと」

はい  いいえ

以上3点について、すべて定めていますか?

関連する派遣法 派遣法第26条第1項第8号、派遣法第29条の2、その他。

**No.4** 御社が受け入れる派遣労働者が、労働・社会保険に加入していない理由が適正でないと考えられる場合は、労働・社会保険に加入してから派遣するよう派遣元に対し求めていますか?

はい  いいえ

関連する派遣法 「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第2の8

**No.5** 御社が受け入れている派遣労働者について、受け入れている事業所等ごとに派遣先管理台帳を作成していますか? (事業所等の御社の労働者と派遣労働者の合計人数が5人以下の場合を除く)

はい  いいえ

関連する派遣法 派遣法第42条、派遣法施行規則第35条、第36条、第37条

チェックリスト・調査対策についてのご相談等 お気軽にお問合せください!

その他チェック項目は 「派遣先事業主の適正受け入れ自主点検チェックリスト」をご確認ください。

引用元...厚生労働省東京労働局「派遣先事業主の適正受け入れ自主点検チェックリスト」